

# さいたま市契約公報

第3号

平成27年2月16日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

## 目次

### ○一般競争入札の告示（13件）

|  |    |
|--|----|
| さいたま市市議会だより企画編集・印刷製本業務   | 2  |
| さいたま市東京事務所OA機器賃貸借  | 6  |
| さいたま市文書保管管理等業務   | 9  |
| 再生コピー用紙（A3）（単価契約）  | 12 |
| 再生コピー用紙（B4）（単価契約）  | 14 |
| カラーレーザー複合機用トナーカートリッジ<br>（リコーimaggioMPトナーキットブラックC1800）（単価契約）  | 17 |
| カラーレーザー複合機用トナーカートリッジ<br>（リコーimaggioMPトナーキットシアンC1800、<br>リコーimaggioMPトナーキットマゼンダC1800、<br>リコーimaggioMPトナーキットイエローC1800）（単価契約） | 17 |
| 活性炭（単価契約）  | 20 |
| アンモニア水（単価契約）   | 20 |
| バラセメント（単価契約）   | 24 |
| さいたま市生活困窮者自立支援業務用端末賃貸借   | 26 |
| さいたま市立病院人工呼吸器（サーボベンチレータ）保守業務   | 29 |
| さいたま市立病院血管造影装置（MULTISTAR）保守業務  | 29 |
| さいたま市立病院心血管撮影装置（INTEGRIS）保守業務  | 29 |
| さいたま市立病院中央放射線科CRシステム保守業務   | 29 |
| さいたま市立病院人工心肺装置保守業務   | 29 |
| さいたま市立病院小児用人工呼吸器（カリオペα）保守業務  | 29 |
| さいたま市立病院除細動器（日本光電社製）保守業務   | 29 |
| さいたま市立病院麻酔器保守業務  | 29 |
| さいたま市立病院小児用人工呼吸器（ヘビローグ）保守業務  | 29 |
| さいたま市立病院全自動輸血検査システム保守業務  | 29 |
| さいたま市立病院全自動血糖・HbA1c測定装置保守業務  | 29 |
| さいたま市立病院全自動免疫分析装置保守業務  | 29 |
| 診療材料その1（単価契約）  | 33 |
| さいたま市保健所・健康科学研究センター総合設備管理業務  | 36 |
| さいたま市24時間いじめ相談窓口業務（平日夜間及び休日）   | 39 |

### ○公募型プロポーザル方式の手続の開始（4件）

|              |    |
|--------------|----|
| さいたま市CIO支援業務 | 42 |
|--------------|----|

|                    |    |
|--------------------|----|
| さいたま市生活保護等就労支援業務   | 46 |
| さいたま市生活困窮者学習支援業務   | 48 |
| さいたま市生活困窮者家計相談支援業務 | 50 |

○一般競争入札の告示

**さいたま市告示第173号**

さいたま市市議会だより企画編集・印刷製本業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成27年2月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市市議会だより企画編集・印刷製本業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

さいたま市議会が年度5回発行する広報紙「市議会だよりさいたま」の企画編集及び印刷製本に係る業務

(4) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成25・26年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「製作等」の受注希望業務「パンフレット等」又は「デザイン」で掲載され、引き続き同業務で、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしていること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 平成22年4月1日以降、1回当たり発行部数20万部以上の広報紙を年4回以上定期的に印刷し納入する旨の契約を締結し、納入した実績を有する、若しくは、4回目以降の広報紙を告示

日現在において納入中である者であること。

### 3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしているものに対し、次により入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市議会局総務部秘書課  
電話　048（829）1748

#### (2) 交付期間

本入札の告示日から平成27年2月26日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加資格の有無の確認

本入札に参加を希望する者は、下記の書類を提出して入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

#### (1) 提出書類

- ア 競争入札参加資格等確認申請書
- イ 入札説明書において定める書類

#### (2) 競争入札参加資格等確認申請書の交付

- ア 交付場所  
3(1)に同じ
- イ 交付期間  
3(2)に同じ

#### (3) 競争入札参加資格等確認申請書等の提出

- ア 提出先  
3(1)に同じ
- イ 受付期間  
3(2)に同じ
- ウ 提出部数  
1部
- エ 提出方法  
持参

#### (4) 競争入札参加資格確認結果通知書等の交付

競争入札参加資格等確認申請を行った者に対し、参加資格確認終了後、次により競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

- ア 交付場所  
3(1)に同じ
- イ 交付日時

平成27年3月2日（月）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ 交付方法

郵送希望者については、4(3)の申請書提出時において返信用封筒に82円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

5 業務委託仕様書の貸出

業務委託仕様書は、次により貸出するものとする。

(1) 貸出場所

3(1)に同じ

(2) 貸出期間

3(2)に同じ

6 競争入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けたものは、平成27年3月3日（火）午後4時までに、さいたま市議会局総務部秘書課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札に関する注意事項

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書に添付する書類

入札書には、企画編集に含まれる主な業務名とその費用、また、印刷製本に係る単価が確認できる内訳書を添付すること。

(3) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ウ 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

## 8 入札及び開札の日時並びに場所

### (1) 入札日時

平成27年3月10日(火)午後3時00分

### (2) 開札日時

平成27年3月10日(火)入札終了後、直ちに行う。

### (3) 入札及び開札の場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所議会棟3階第2委員会室

## 9 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

## 10 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 11 最低制限価格

設定する。(初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。)

### 12 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

### 13 契約手続等

#### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 議決の要否

否

### 14 支払条件

印刷製本に係る業務の支払いは、実績数量に応じて行う。

### 15 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部総務課

電話 048(829)1747

### 16 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書課

電話 048(829)1748

### 17 その他

(1) 本契約の効果は、平成27年度予算の成立を要件とする。

(2) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第185号

さいたま市東京事務所OA機器賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成27年2月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市東京事務所OA機器賃貸借

#### (2) 借入場所

東京都千代田区平河町2-4-1 日本都市センター会館11階

さいたま市東京事務所

#### (3) 数量・特質等

ア 数量 仕様書による。

イ 特質等 仕様書による。

#### (4) 借入期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成25・26年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「OA機器リース等」で登載され、引き続き同営業種目で、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 賃貸借された納入機器等を設置、設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が生じた場合には即時に対応ができること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所  
東京都千代田区平河町 2-4-1 日本都市センター会館 1 1 階  
さいたま市東京事務所  
電話 03 (5215) 7561
  - (2) 交付期間  
告示の日から平成 27 年 2 月 25 日 (水) まで (さいたま市の休日を定める条例 (平成 13 年さいたま市条例第 2 号) 第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで)
  - (3) 交付費用  
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査 (以下「確認審査」という。) の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類  
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書  
イ 入札説明書に定める書類
  - (2) 受付期間  
3 (2) に同じ
  - (3) 受付場所  
3 (1) に同じ
  - (4) 提出方法  
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
3 (1) に同じ。
  - (2) 交付日時  
平成 27 年 3 月 2 日 (月) 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで  
なお、5 (2) の日時に競争入札参加資格確認結果通知書の受け取りがなかった者に対しては辞退したものとみなす。
  - (3) その他  
郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 82 円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法  
単価 (月額) で行う。入札金額は、賃借料 (設定費用等、当該業務に係る経費のすべてを含む。) 1 月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、そ

の端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月11日(水) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館2階第5会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月11日(水) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市政策局政策企画部企画調整課

電話 048(829)1033

(8) 業務を担当する課

東京都千代田区平河町2-4-1 日本都市センター会館11階

さいたま市東京事務所

電話 03(5215)7561

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。



(2) 契約条項等は、さいたま市東京事務所及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第169号

さいたま市文書保管管理等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成27年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市文書保管管理等業務

(2) 履行場所

自社内倉庫外

(3) 業務概要

業務仕様書のとおり

(4) 履行期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成25・26年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務名「文書管理」の資格で登載されており、かつ、引き続き同業務で平成27・28年度競争入札参加資格審査の申請をしている者。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 仕様書の内容を遵守し確実に行うことができること。

### 3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者で、2(1)の要件を満たしている者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局総務部総務課

担当 文書係 電話 048(829)1085

(2) 交付期間

平成27年2月10日(火)から平成27年2月26日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) その他

入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の間、閲覧に供するものとする。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書において定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成27年3月2日(月)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月13日（金）午後4時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第2会議室

(3) 入札保証金

入札金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月13日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 最低制限価格

設定する。（最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。）

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局総務部総務課  
電話 048（829）1085

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市総務局総務部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第180号

再生コピー用紙（A3）（単価契約）の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成27年2月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

再生コピー用紙（A3）（単価契約）

#### (2) 納入場所

さいたま市内各課所、市立各学校

#### (3) 数量・特質等

ア 予定数量 7,819箱（11,728,500枚）

イ 特質等 仕様書のとおり

#### (4) 納入期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成25・26年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の物品納入等種目分類表「事務用品・什器」内の営業種目で掲載され、引き続き同営業種目で、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしていること。かつ、本市内に本店、支店又は営業所を有していること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

#### (2) 交付期間

告示の日から平成27年2月27日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成27年3月6日（金）及び平成27年3月9日（月）（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1箱当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月18日(水)午後2時10分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館2階入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月18日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、平成27年度歳入歳出予算が平成27年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において平成27年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書によるものとする。

さいたま市告示第181号

再生コピー用紙(B4)(単価契約)の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自

治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成27年2月12日

さいたま市長 清水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

再生コピー用紙（B4）（単価契約）

### (2) 納入場所

さいたま市立各学校、市内各課所

### (3) 数量・特質等

ア 予定数量 6,441箱（16,102,500枚）

イ 特質等 仕様書のとおり

### (4) 納入期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成25・26年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の物品納入等種目分類表「事務用品・什器」内の営業種目で掲載され、引き続き同営業種目で、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしていること。かつ、本市内に本店、支店又は営業所を有していること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

## 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

### (2) 交付期間

告示の日から平成27年2月27日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

- (3) 交付費用  
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出  
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
  - (1) 提出書類
    - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
    - イ 入札説明書に定める書類
  - (2) 受付期間  
3(2)に同じ
  - (3) 受付場所  
3(1)に同じ
  - (4) 提出方法  
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付  
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
  - (1) 交付場所  
3(1)に同じ
  - (2) 交付日時  
平成27年3月6日（金）及び平成27年3月9日（月）（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。
- 6 競争入札参加資格の喪失  
本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。
  - (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき
  - (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき
- 7 入札手続等
  - (1) 入札方法  
単価で行う。入札金額は、1箱当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札の日時及び場所
    - ア 日時  
平成27年3月18日（水）午後2時20分
    - イ 場所



さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市役所第二別館 2階入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の 100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月18日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048（829）1181

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の 100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、平成27年度歳入歳出予算が平成27年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において平成27年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書によるものとする。

**さいたま市告示第182号**

カラーレーザー複合機用トナーカートリッジ（リコーimaggioMP トナーキットブラック C1800）（単価契約）外1件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成27年2月12日

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア カラーレーザー複合機用トナーカートリッジ（リコーimaggioMP トナーキットブラック C 1800）（単価契約）

イ カラーレーザー複合機用トナーカートリッジ（リコーimaggioMP トナーキットシアン C 1800、リコーimaggioMP トナーキットマゼンダ C 1800、リコーimaggioMP トナーキットイエロー C 1800）（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市内各課所

(3) 予定数量

1 (1)アの物品 650本

1 (1)イの物品 2,500本

(4) 契約期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成25・26年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の物品納入等種目分類表「事務用品・什器」内の営業種目で掲載され、引き続き同営業種目で、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしていること。かつ、本入札の告示日において、本市内に本店、支店又は営業所を有していること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から平成27年2月27日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時

から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成27年3月6日（金）及び平成27年3月9日（月）（各日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに単価で行う。入札金額は、1本当たりの金額を入札書に記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

1(1)アの物品 平成27年3月18日(水)午後2時40分

1(1)イの物品 平成27年3月18日(水)午後2時50分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館2階入札室

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月18日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048(829)1181

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、平成27年度歳入歳出予算が平成27年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において平成27年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書によるものとする。

さいたま市告示第183号

活性炭（単価契約）外1件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成27年2月12日

さいたま市長 清水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

ア 活性炭（単価契約）

イ アンモニア水（単価契約）

### (2) 納入場所

ア 西部環境センター さいたま市西区大字宝来52-1

イ クリーンセンター大崎第二工場 さいたま市緑区大字大崎317

### (3) 予定数量

ア 32,000kg

イ 190,000kg

### (4) 納入期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成25・26年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の物品納入等種目分類表「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目で掲載され、引き続き同営業種目で、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしていること。かつ、本入札の告示日において、本市内に本店を有していること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

## 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

### (2) 交付期間

告示の日から平成27年2月27日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年

さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成27年3月6日(金)及び平成27年3月9日(月)(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに単価で行う。入札金額は、購入物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額(単価)は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

1(1)アの物品 平成27年3月19日(木) 午前10時15分

1(1)イの物品 平成27年3月19日(木) 午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館2階第4会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月19日(木) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規程に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本件契約は、平成27年度歳入歳出予算が平成27年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において平成27年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書によるものとする。

## さいたま市告示第184号

バラセメント（単価契約）の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成27年2月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

バラセメント（単価契約）

#### (2) 納入場所

西部環境センター さいたま市西区大字宝来52-1

クリーンセンター大崎第二工場 さいたま市緑区大字大崎317

#### (3) 数量・特質等

ア 予定数量 984,000kg

内訳 西部環境センター 384,000kg

クリーンセンター大崎第二工場 600,000kg

イ 特質等 仕様書のとおり

#### (4) 納入期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成25・26年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の物品納入等種目分類表「資材」内の営業種目で登録され、引き続き同営業種目で、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしていること。  
かつ、本入札の告示日において、本市内に本店を有していること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
担当 物品契約係 電話 048(829)1181



(2) 交付期間

告示の日から平成27年2月27日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成27年3月6日（金）及び平成27年3月9日（月）（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、購入物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月19日(木) 午前10時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館2階第4会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月19日(木) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規程に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本件契約は、平成27年度歳入歳出予算が平成27年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において平成27年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書によるものとする。

さいたま市生活困窮者自立支援業務用端末賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成27年2月9日

さいたま市長 清水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

さいたま市生活困窮者自立支援業務用端末賃貸借

### (2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

### (3) 数量・特質等

仕様書のとおり。

### (4) 借入期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成25・26年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「OA機器リース等」の資格で登載され、かつ、引き続き同営業種目で、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格審査を申請している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを現に誠実に履行している者であること。

## 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部保護課  
担当 適正化推進係 電話 048（829）1846

### (2) 交付期間

告示の日から平成27年2月20日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年

さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

平成27年2月25日（水）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（保守費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。）1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月3日（火）午後3時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館4階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月3日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部保護課

電話 048(829)1846

(8) 業務を担当する課

6(7)に同じ

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

(4) 契約の成立は、平成27年度さいたま市一般会計予算の議決を条件とする。

8 その他

(1) この調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部保護課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第177号

さいたま市立病院人工呼吸器（サーボベンチレータ）保守業務 外11件の保守業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成27年2月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア さいたま市立病院人工呼吸器（サーボベンチレータ）保守業務
- イ さいたま市立病院血管造影装置（MULTISTAR）保守業務
- ウ さいたま市立病院心血管撮影装置（INTEGRIS）保守業務
- エ さいたま市立病院中央放射線科ＣＲシステム保守業務
- オ さいたま市立病院人工心肺装置保守業務
- カ さいたま市立病院小児用人工呼吸器（カリオペα）保守業務
- キ さいたま市立病院除細動器（日本光電社製）保守業務
- ク さいたま市立病院麻酔器保守業務
- ケ さいたま市立病院小児用人工呼吸器（ベビークラウド）保守業務
- コ さいたま市立病院全自動輸血検査システム保守業務
- サ さいたま市立病院全自動血糖・HbA1c 測定装置保守業務
- シ さいたま市立病院全自動免疫分析装置保守業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室２４６０ さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成２５・２６年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「保守点検」の掲載者であり、引き続き同業務で平成２７・２８年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしていること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者
  - イ 施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 本入札の告示日において、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和３５年法律第１４５号）第４０条の２第１項に基づく医療機器修理業許可証を交付されており、当該保守の修理区分の認定を受けている者であること
  - イ 当該医療機器のメーカーとの間に代理店契約を締結している者であること

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課

#### (2) 交付期間

告示の日から平成27年2月26日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付場所

3(1)に同じ

#### (3) 受付期間

3(2)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)に同じ

#### (2) 交付日時

平成27年3月6日(金)及び平成27年3月9日(月)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

#### (3) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けたものは、平成27年3月11日(水)までにさいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

### 6 入札手続等

#### (1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の1

08分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- 1(1)ア 平成27年3月13日(金) 午前9時30分
- 1(1)イ 平成27年3月13日(金) 午前9時35分
- 1(1)ウ 平成27年3月13日(金) 午前9時40分
- 1(1)エ 平成27年3月13日(金) 午前9時45分
- 1(1)オ 平成27年3月13日(金) 午前9時50分
- 1(1)カ 平成27年3月13日(金) 午前9時55分
- 1(1)キ 平成27年3月13日(金) 午前10時00分
- 1(1)ク 平成27年3月13日(金) 午前10時05分
- 1(1)ケ 平成27年3月13日(金) 午前10時10分
- 1(1)コ 平成27年3月13日(金) 午前10時15分
- 1(1)サ 平成27年3月13日(金) 午前10時20分
- 1(1)シ 平成27年3月13日(金) 午前10時25分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院サービス棟2階第2会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 最低制限価格

設定する。(最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月13日(金) 競争入札に付する件名ごとに入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(8) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課  
担当 用度係 電話 048(873)4274

7 契約手続等



(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 本入札案件は平成27年度予算の成立を要件とする。

(4) 支払条件

暦月を単位として、請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議を行う。

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第178号**

診療材料その1（単価契約）の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成27年2月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品、予定数量及び特質等

診療材料その1（単価契約）

物品名及び予定数量は仕様書による。

(2) 納入場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院内において当市が指定する場所

(3) 納入期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。ただし、2(4)は記載しているとおりとす。

(1) 本入札の告示日において平成25・26年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）に営業種目「医療福祉器材」で掲載された者であり、引き続き同営業種目で平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと

とされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 当市が仕様書にて指定する日時及び場所に十分に納入することができることを証明した者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2(1)から(3)の要件を満たす者に対し、無償で交付する。

#### (1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院経営部財務課  
担当 用度係 電話 048(873)4274

#### (2) 交付期間

告示の日から平成27年3月2日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

- (1) 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (2) 交付場所

3(1)に同じ

#### (3) 交付日時

平成27年3月13日（金）及び平成27年3月16日（月）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

### 6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続等

### (1) 入札方法

1 (1)の物品名ごとに指定した単位ごとの単価で行う。当該金額（単価）は1円未満の端数の記入を不可とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

平成27年3月20日（金）午前9時30分

#### イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院サービス棟2階第1会議室

### (3) 入札保証金

1 (1)の物品名ごとに見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除する。

### (4) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

平成27年3月20日（金）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

7(2)イに同じ

### (5) 落札者の決定方法

1 (1)の物品名ごとにさいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

### (7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460

さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課 担当 用度係

電話 048（873）4274

## 8 契約手続等

### (1) 契約保証金

落札者となった物品名ごとに契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書によるものとする。

## さいたま市告示第167号

さいたま市保健所・健康科学研究センター総合設備管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成27年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市保健所・健康科学研究センター総合設備管理業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所・健康科学研究センター

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成25・26年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)に業務「建物管理等」で等級区分がA、かつ「保守点検」又は「施設運転管理」のいずれかに登載されており、引き続き同業務で、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力

団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成16年度以降、1年以上の期間において、次に掲げる建物内の設備機器等の維持管理業務を元請けとして委託した実績を有する者であること(平成26年度の実績を掲げる場合においては1年以上の委託契約を締結している者であること)。延べ床面積3,000㎡以上の研究施設(主たる業務として、生物系又は化学系の実験、検査及び研究を行う施設)又は手術室を有する病院施設。なお、複合施設にあっては、当該研究施設部分又は病院施設部分が3,000㎡以上であること。

(5) 業務従事者として、次に掲げる資格を有する者を当施設内に契約履行開始日から配置することが可能であること。ただし、それぞれが別の資格を有しているか、あるいは1人が2つの資格を有しているかは問わない。

ア 電気主任技術者(第3種以上)

イ ボイラー技士(2級以上)

ウ 危険物取扱者(乙種第4類又は甲種)

(6) 当施設に設置されている中央監視装置と受託者の遠隔監視センター内の装置(以下「遠隔監視装置」という。)と相互に接続するため、次の条件を満たすものであること。

ア 中央監視装置として設置する「SAVIC-net EV (model 30:管理点数3,000点登録)」との接続が適切に保証されている「SAVIC-net EV (model 30以上)」、「SAVIC-net 50EV」又は「SAVIC-net 80EV」のいずれかの機種を遠隔監視装置として1か所の遠隔監視センター内に2台以上配置でき、相互にバックアップを行うことが可能であること。

イ 中央監視装置と遠隔監視装置を常時接続及び監視を行い、運転停止・設定及びスケジュール変更等の一連の遠隔監視操作を行うことが可能であること。

ウ 遠隔監視センターは、受託者の自社資産及び社員で管理運営され、24時間365日の間、迅速かつ的確に対応できる体制であること。

エ 本業務契約履行開始日までに、中央監視装置と支障なく接続及び監視ができる体制をとることができること。

(7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第6条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者を選任できること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所保健総務課  
担当 管理係 電話 048(840)2205

#### (2) 交付期間

告示の日から平成27年3月2日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

#### (3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 添付書類

(7) 本告示の2(4)から(6)までの事項を記載する様式1及び2

(i) 本告示の2(4)に規定する委託の契約書、仕様書等の写し

(ii) 本告示の2(5)に規定する電気主任、ボイラー技士及び危険物取扱者の資格を証する免状(免許証)の写し

(iii) 本告示の2(6)に規定する遠隔監視センター及び装置の内容を示す書類

(iv) 本告示の2(7)に規定する建築物環境衛生管理技術者免状の写し

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成27年3月9日(月) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月13日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所2階第2研修室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 最低制限価格

設定する。(最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月13日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所保健総務課

電話 048(840)2205

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健所保健総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 提出された確認申請書等は返却しない。

(3) 詳細は入札説明書による。

9 問い合わせ先

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所保健総務課

電話 048(840)2205

さいたま市告示第179号

さいたま市24時間いじめ相談窓口業務(平日夜間及び休日)について、次のとおり一般競争を行うの

で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成27年2月12日

さいたま市長 清水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

さいたま市24時間いじめ相談窓口業務（平日夜間及び休日）

### (2) 履行場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15外

### (3) 業務概要

仕様書のとおり

### (4) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成25・26年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に受注希望業務「受付案内」又は「その他」の登載者であり、引き続き同受注希望業務で、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしていること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 平成20年度から平成25年度に、国又は地方公共団体と、子どもの教育に関する電話相談にかかる業務を、2年以上、誠実に履行した実績がある者であること。

## 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対して、入札説明書を交付するものとする。

### (1) 交付場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市立教育研究所内岸町教育相談室

電話 048（838）8686

### (2) 交付期間

告示の日から平成27年2月27日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）



- (3) 交付費用  
無償
  - (4) 交付方法  
紙媒体による交付とする。
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。
- (1) 提出書類
    - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
    - イ 入札説明書に定める書類
  - (2) 受付期間  
3(2)に同じ
  - (3) 受付場所  
3(1)に同じ
  - (4) 提出方法  
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付方法  
全て郵送とする。
  - (2) 交付日時  
平成27年3月6日（金）までに交付するものとする。
- 6 競争入札参加資格の喪失
- 本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができないものとする。
- (1) 本告示に定める参加資格を満たさなくなったとき。
  - (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続き等
- (1) 入札方法  
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札の日時及び場所
    - ア 日時  
平成27年3月13日（金）午前11時00分
    - イ 場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館4階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月13日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則13条の規定に該当する入札は、これを無効にする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会学校教育部学事課

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会学校教育部指導2課岸町教育相談室

電話 048(838)8686

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書類は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 詳細は、入札説明書による。

○公募型プロポーザル方式の手続の開始

「さいたま市C10支援業務」について、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

平成27年2月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市C10支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市政策局政策企画部 I C T 政策課外

(3) 業務概要

情報システム最適化事業の推進（最適化に係るガイドラインの整備、情報システムに係る見積精査等）に係る支援

(4) 履行期間

契約締結の日から平成 28 年 3 月 31 日まで

2 企画提案書の提出者の事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成 27 年 2 月 16 日において平成 25・26 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「計画策定」または「電算」で掲載されており、引き続き同業務で、平成 27・28 年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請を行っていること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 平成 27 年 2 月 16 日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 平成 22 年度以降に、国、都道府県、又は中核市規模以上の地方公共団体等において、次のいずれかの実績を有し、その者を本業務の業務責任者に配置できること。

ア CIO（Chief Information Officer）又は CIO 補佐の経験

イ 情報システムに係る調達支援、工程管理支援等の業務契約実績及び責任者としての経験

なお、本市の情報システムに関する事業における調達の公平性、透明性を確保する必要があることから、受託者は、本業務の契約履行期間において、本市のシステム設計・開発、システム運用及びシステム監査等の委託業務の入札に参加することはできないものとする。

3 企画提案書招請説明書の交付

企画提案書の提出を希望する者で、2(1)の要件を満たす者に対し、企画提案書招請説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市政策局政策企画部 I C T 政策課

担当 I C T 統括係 電話 048（829）1893

(2) 交付期間

平成 27 年 2 月 16 日（月）から平成 27 年 2 月 23 日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで）

- (3) 交付費用  
CD-ROMにて無償で交付する。
  - (4) 企画提案書招請説明書の返却  
交付した企画提案書招請説明書（CD-ROM）は、企画提案書提案会時に返却すること。また、見積辞退、及び参加申込兼資格確認申請書を提出しないことが決まった場合は、速やかに返却すること。
- 4 参加申込兼資格確認申請書の提出
- 企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格の確認審査の申請を行わなければならない。また、名簿に登載されている者であっても、企画提案書提出日において確認審査を受けていない者は、企画提案会に参加できない。
- (1) 提出書類
    - ア 参加申込兼資格確認申請書
    - イ 2(4)の経験を証する書類 1部
  - (2) 受付期間  
3(2)に同じ
  - (3) 受付場所  
3(1)に同じ
  - (4) 提出方法  
持参
- 5 参加資格確認結果通知書の交付
- 参加申込兼資格確認申請書の提出を行った者に対し、参加資格確認審査終了後、参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
3(1)に同じ
  - (2) 交付日時  
平成27年2月25日（水）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
  - (3) その他  
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に送付先を記載のうえ、82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 企画提案書の提出
- (1) 提出書類  
企画提案書 原本1部 写し8部
  - (2) 受付期間  
平成27年2月26日（木）から平成27年3月4日（水）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）
  - (3) 受付場所  
3(1)に同じ
  - (4) 企画提案書の提出ができる者  
参加資格確認結果通知書により参加資格有と認められた者のみ、提出することができる。

- (5) 無効となる企画提案書
  - ア 2に定める資格条件を満たさなくなったとき
  - イ 企画提案書に虚偽の記載をしたとき
- 7 企画提案書提案会
  - 企画提案書の提出者は、企画提案書提案会において、提案内容の説明をすること。
  - (1) 企画提案書提案会の実施日及び場所
    - 平成27年3月12日（木）及び平成27年3月13日（金）
    - 詳細な時間及び場所については、参加者数の確定後に通知する。
- 8 見積書の提出
  - 企画提案書の提出者は、次のとおり見積書を提出すること。
  - (1) 提出書類
    - 見積書、見積内訳書
  - (2) 提出日時
    - 企画提案書提案会の実施日時
  - (3) 提出場所
    - 企画提案書提案会の実施場所
- 9 企画提案書の特定に関する事項
  - 企画提案書の評価は、次の事項について行う。提案内容の評価が本市の要求を満たすものについて、更に見積価格との総合評価を行い、契約交渉の相手方とする。なお、提出された全ての企画提案書が本市の要求を満たさないものであると判断した場合は、企画提案書を特定しないことがある。
  - (1) 本業務に対する提案者の認識
  - (2) 本業務要件に関する提案
  - (3) 実施体制等
- 10 契約手続等
  - (1) 契約保証金
    - 契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。
  - (2) 契約書作成の要否
    - 要
  - (3) 議決の要否
    - 否
- 11 特記事項
  - (1) 本業務に係る予算が本市議会で議決されない場合又はその他の理由により本業務が実施できなくなった場合にあっては、どの提案者とも契約を締結しないことがある。
  - (2) 本業務の契約時点での業務責任者を、本業務とは別に、「さいたま市CIO補佐監設置要綱」により、本市の非常勤特別職の「CIO補佐監」として任命する。（週1日程度の勤務）
- 12 その他
  - (1) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
  - (2) この企画提案書の招請手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。

- (3) 提出された企画提案書は、業者選定の結果不採用となった提案者より明示的な希望があった場合のみ返却する。
- (4) 詳細は、企画提案書招請説明書による。

### さいたま市告示第163号

さいたま市生活保護等就労支援業務について、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

平成27年2月9日

さいたま市長 清水 勇 人

#### 1 企画提案書の招請に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市生活保護等就労支援業務
- (2) 履行場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4外
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期限  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

#### 2 企画提案書の提出者の資格

企画提案書を提出しようとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 本告示をした日において、平成25・26年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」又は「その他」で掲載され、かつ、引き続き同業務で、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格審査を申請している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本告示をした日から企画提案書等提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止基準要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

#### 3 企画提案に係る招請説明書の交付

企画提案書の提出を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、1部を無償で直接交付する。

- (1) 交付場所  
〒330-9588  
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部保護課  
担当 保護係 電話 048-829-1845

(2) 交付期間

平成27年2月16日(月)から平成27年2月23日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

4 参加表明手続き

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり参加表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加表明書 1部

(2) 提出期間

平成27年2月16日(月)から平成27年2月25日(水)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参(郵送不可)

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の書類をそれぞれ原本1部、写し11部を提出すること。

ア 企画提案書

イ 見積書

(2) 提出方法

持参(郵送不可)

(3) 提出期間

4(2)に同じ

(4) 提出場所

3(1)に同じ

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

イ 企画提案書に虚偽の記載をしたとき。

6 業者決定の方法

業者決定は、審査(企画審査委員会)を実施し、委託業者を選定する。

業者決定に当たっての審査方法等は、「3 企画提案に係る招請説明書の交付」で本市が配付する企画提案書招請説明書の「審査基準及び審査方法」を参照すること。

7 企画審査委員会

企画提案書の提出者は、企画審査委員会において、提案内容の説明をすること。

・企画審査委員会の実施日及び場所

平成27年3月上旬(予定)

詳細な日時及び場所については、参加表明者数の確定後に通知する。

## 8 その他

- (1) この企画提案書の招請手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (3) 詳細は、企画提案書招請説明書による。

### さいたま市告示第164号

さいたま市生活困窮者学習支援業務について、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

平成27年2月9日

さいたま市長 清水 勇 人

#### 1 企画提案書の招請に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市生活困窮者学習支援業務
- (2) 履行場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4外
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期限  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

#### 2 企画提案書の提出者の資格

企画提案書を提出しようとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 本告示をした日において、平成25・26年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」又は「その他」で掲載され、かつ、引き続き同業務で、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格審査を申請している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本告示をした日から企画提案書等提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止基準要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

#### 3 企画提案に係る招請説明書の交付

企画提案書の提出を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、1部を無償で直接交付する。

- (1) 交付場所  
〒330-9588  
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部保護課



担当 適正化推進係 電話 048-829-1846

(2) 交付期間

平成27年2月16日(月)から平成27年2月23日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

4 参加表明手続き

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり参加表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加表明書 1部

(2) 提出期間

平成27年2月16日(月)から平成27年2月25日(水)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参(郵送不可)

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の書類をそれぞれ原本1部、写し11部を提出すること。

ア 企画提案書

イ 見積書

(2) 提出方法

持参(郵送不可)

(3) 提出期間

4(2)に同じ

(4) 提出場所

3(1)に同じ

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

イ 企画提案書に虚偽の記載をしたとき。

6 業者決定の方法

業者決定は、審査(企画審査委員会)を実施し、委託業者を選定する。

業者決定に当たっての審査方法等は、「3 企画提案に係る招請説明書の交付」で本市が配付する企画提案書招請説明書の「審査基準及び審査方法」を参照すること。

7 企画審査委員会

企画提案書の提出者は、企画審査委員会において、提案内容の説明をすること。

- ・ 企画審査委員会の実施日及び場所

平成27年3月上旬(予定)

詳細な日時及び場所については、参加表明者数の確定後に通知する。

## 8 その他

- (1) この企画提案書の招請手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (3) 詳細は、企画提案書招請説明書による。

## さいたま市告示第165号

さいたま市生活困窮者家計相談支援業務について、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

平成27年2月9日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 企画提案書の招請に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市生活困窮者家計相談支援業務
- (2) 履行場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4外
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期限  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

### 2 企画提案書の提出者の資格

企画提案書を提出しようとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 本告示をした日において、平成25・26年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」又は「その他」で掲載され、かつ、引き続き同業務で、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格審査を申請している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本告示をした日から企画提案書等提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止基準要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 企画提案に係る招請説明書の交付

企画提案書の提出を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、1部を無償で直接交付する。

- (1) 交付場所  
〒330-9588

さいたま市浦和区常盤 6-4-4   さいたま市保健福祉局福祉部保護課  
担当 適正化推進係   電話 048-829-1846

(2) 交付期間

平成27年2月16日（月）から平成27年2月23日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

4 参加表明手続き

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり参加表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加表明書   1部

(2) 提出期間

平成27年2月16日（月）から平成27年2月25日（水）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参（郵送不可）

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の書類をそれぞれ原本1部、写し11部を提出すること。

ア 企画提案書

イ 見積書

(2) 提出方法

持参（郵送不可）

(3) 提出期間

4(2)に同じ

(4) 提出場所

3(1)に同じ

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

イ 企画提案書に虚偽の記載をしたとき。

6 業者決定の方法

業者決定は、審査（企画審査委員会）を実施し、委託業者を選定する。

業者決定に当たっての審査方法等は、「3 企画提案に係る招請説明書の交付」で本市が配付する企画提案書招請説明書の「審査基準及び審査方法」を参照すること。

7 企画審査委員会

企画提案書の提出者は、企画審査委員会において、提案内容の説明をすること。

- ・ 企画審査委員会の実施日及び場所

平成27年3月上旬（予定）

詳細な日時及び場所については、参加表明者数の確定後に通知する。

#### 8 その他

- (1) この企画提案書の招請手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (3) 詳細は、企画提案書招請説明書による。